基本事項

私道内下水道管は下水道管利用者の財産です。
工事、維持管理等は、下水道管の利用者が行うこととなります。

助成制度

私道の下水道管敷設工事は、原則それを利用する人達の負担で行います。しかし、工事には、多額の費用が必要となります。

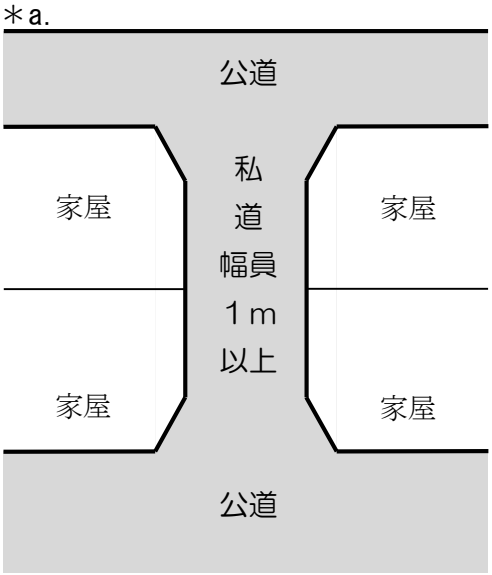
そこで市川市では、一定の要件に該当した私道の工事について工事費の全額を予算の範囲内で助成しています。

※申請時に既に予算が不足している場合、原則、次年度予算での工事となります。

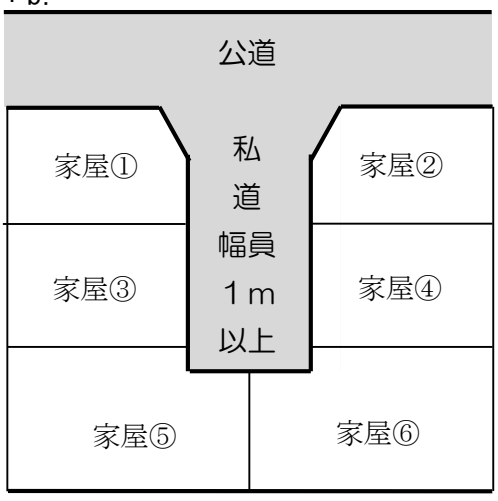
助成の要件

① 以下の何れかに該当する私道であること。
   a. 両端が公道に接した私道で、幅員 1.0m 以上で、公共性が高いこと。
   b. 一端が公道に接した私道で、幅員 1.0m 以上で、利用戸数２戸以上であること。
   c. a. b.にかかわらず、公益上私道に敷設することが有利であること。
   ※宅地を通路に利用している場合等は助成対象外となることがあります。
   河川・下水道管理課までお問合せいただければ、助成対象である私道であるか否かをお調べします。

＊a.



＊b.



利用戸数２戸以上

② 私道所有者の承諾が得られること。
③ 私道に敷設する下水道管を利用することとなる家屋の所有者が公共下水道を利用する意思があること。
④ 下水道を利用できるようになってから１年以内に申請を行うこと（市川市下水道条例施行規則第 21 条による）。
⑤ 施工業者は、市川市特定指定排水設備工事業者であること。

手続きの流れ

①　代表者の決定、市川市特定指定排水設備工事業者の決定・契約

関係する皆様で私道に下水道管敷設工事を行うことを相談して、窓口となる代表者１人を決めるとともに、工事を依頼する特定指定排水設備工事業者（以下「業者」という。）を決めて契約してください。

市の行う公共下水道工事の際に、「公共汚水桝設置位置申請書」を配布させていただきます。その頃に業者の決定・契約をすることを推奨しています。

※1　業者は、次ページのリスト表より選定願います。私道下水道工事は全額助成になるため、複数の業者に見積りを依頼する必要はございません。

②　確認申請・助成金の申請書類の作成

業者は皆様の協力を得て申請書類（確認申請、助成金の申請）を作成します。

・確認申請　　：　下水道管の設計など

・助成金の申請：　公図・土地登記簿謄本の入手、私道所有者が下水道管を敷設することを承諾する署名・捺印、関係する皆様が下水道の利用を希望する署名・捺印など

※２　トラブルを避けるため、必ず書類の内容等を十分に確認した上で署名・捺印してください。

※３　汚水桝は原則として１棟１個のみ設置します。業者などと相談の上で桝の位置を決定し、作成された設計図により間違いないことを確認してください。

※４　私道の入り口の家屋等、公道と私道の２つの道に面している家屋について、市川市による下水道整備時に公設桝を設置される場合、私道への桝設置は助成対象外となりますのでご注意ください。

※５　舗装につきましては、掘削範囲のみとなります。

③　確認申請・助成金の申請手続きと工事開始

業者は市川市に申請書類を提出し、市川市は申請書類の審査を経て通知書を発行します。通知書発行後、業者は工事を開始します。

※６　以下の申請期間内に提出されない場合は、助成対象外となるためご注意願います。

受付開始：下水道を利用できるようになった日

受付終了：下水道を利用できるようになった日から１年

④　検査・支払

工事終了後に市川市が検査を行い、適切に税金がつかわれることを確認します。検査に合格すれば、助成金を市川市が業者に払い込みます。

なお、宅内排水設備工事の確認申請は、検査終了をもって受付できるようになります。

※７　「特定指定排水設備工事業者」と「指定排水設備工事業者」は異なります。

「特定指定排水設備工事業者」→宅内排水設備工事、及び私道下水道工事が可能。

「指定排水設備工事業者」→宅内排水設備工事が可能

市川市特定指定排水設備工事業者 （令和8年11月1日現在）

下記の特定指定排水設備工事業者による工事のみが
私道への下水道管渠敷設助成金の交付対象に該当いたします。

	No.	指定番号	工 事 店 名	フ リ ガ ナ	所　在　地	電話番号
ア	1	58	ｱｻﾋ設備㈱	ｱｻﾋｾﾂﾋﾞ	市川市稲荷木2-22-1	047-377-1733
	2	2	㈱荒井水道工務店	ｱﾗｲｽｲﾄﾞｳｺｳﾑﾃﾝ	市川市市川1-20-17	047-325-3421
イ	3	28	㈱池田屋水道	ｲｹﾀﾞﾔｽｲﾄﾞｳ	市川市本北方3-4-11	047-338-1074
オ	4	51	大川設備工業㈱	ｵｵｶﾜｾﾂﾋﾞｺｳｷﾞｮｳ	市川市曽谷1-17-1	047-372-8770
カ	5	16	㈱加川水道	ｶｶﾞﾜｽｲﾄﾞｳ	市川市八幡6-25-2	047-339-0044
	6	13	㈱金子水道工務店	ｶﾈｺｽｲﾄﾞｳｺｳﾑﾃﾝ	市川市原木3-8-12	047-327-2803
	7	271	上條建設㈱	ｶﾐｼﾞｮｳｹﾝｾﾂ	市川市若宮3-1-18	047-335-0234
ケ	8	30	京葉設備建設㈱	ｹｲﾖｳｾﾂﾋﾞｹﾝｾﾂ	市川市本北方1-18-16	047-336-0341
コ	9	34	㈲高谷水道工務店	ｺｳﾔｽｲﾄﾞｳｺｳﾑﾃﾝ	市川市南大野2-2-3-302	047-702-3593
サ	10	78	㈱ｻﾝｴｽ設備	ｻﾝｴｽｾﾂﾋﾞ	市川市鬼高2-19-6	047-335-3021
	11	77	ｻﾝｷ設備工業㈱	ｻﾝｷｾﾂﾋﾞｺｳｷﾞｮｳ	市川市幸1-13-21	047-395-8311
	12	72	㈱三東	ｻﾝﾄｳ	市川市伊勢宿17-3	047-358-3388
ス	13	43	㈱ｽﾜﾀﾞ管工	ｽﾜﾀﾞｶﾝｺｳ	市川市須和田1-11-12	047-373-3481
ソ	14	15	総武設備工業㈱	ｿｳﾌﾞｾﾂﾋﾞｺｳｷﾞｮｳ	市川市柏井町1-1229-7	047-338-4315
	15	511	㈱創研	ｿｳｹﾝ	市川市鬼越1-5-1	047-712-7506
タ	16	29	第一ｾﾝﾄﾗﾙ設備㈱	ﾀﾞｲｲﾁｾﾝﾄﾗﾙｾﾂﾋﾞ	市川市本北方1-35-5	047-332-5206
	17	186	大志設備工業㈱	ﾀﾞｲｼｾﾂﾋﾞｺｳｷﾞｮｳ	市川市幸1-18-4	047-395-4711
	18	50	㈱大進工業	ﾀﾞｲｼﾝｺｳｷﾞｮｳ	市川市鬼越2-5-4	047-336-2896
	19	75	㈱瀧澤興業	ﾀｷｻﾞﾜｺｳｷﾞｮｳ	市川市妙典3-23-11	047-701-0770
	20	32	㈱竹内水道工務店	ﾀｹｳﾁｽｲﾄﾞｳｺｳﾑﾃﾝ	市川市曽谷2-1-5	047-372-1901
ナ	21	441	㈱中川組	ﾅｶｶﾞﾜｸﾞﾐ	市川市北方2-18-10	047-334-5065
ハ	22	356	㈲英設備工業	ﾊﾅﾌﾞｻｾﾂﾋﾞｺｳｷﾞｮｳ	市川市市川南1-6-9	047-324-3804
	23	480	㈱ヒカリ工業	ﾋｶﾘｺｳｷﾞｮｳ	市川市曽谷7-29-5	047-401-3878
ホ	24	163	㈱堀組	ﾎﾘｸﾞﾐ	市川市原木2-7-14	047-328-1443
メ	25	369	㈱ﾒｲｼｮｳｸﾞﾙｰﾌﾟ	ﾒｲｼｮｳｸﾞﾙｰﾌﾟ	市川市八幡6-7-14	047-333-3680
ヤ	26	10	㈱八幡管工	ﾔﾜﾀｶﾝｺｳ	市川市大和田5-2-27	047-379-5435

【 注 意 】

・工事は皆様と特定指定排水設備工事業者との契約となります。
・工事の申請手続きは特定指定排水設備工事業者が代行して行います。
・工事内容等については、直接、特定指定排水設備工事業者、または、

市川市上下水道設備協同組合

（市川市南八幡２－１６－８－２０１　 TEL ０４７－３７０－８８８８～８８８９）

にご相談下さい。

市川市 下水道部 河川･下水道管理課 下水道施設グループ
TEL ０４７-７１２-６３５８（直通）